

川崎市保健・医療・福祉行政職人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 複雑・多様化する保健・医療・福祉のニーズに的確に対応し、必要なサービスの提供を担う保健・医療・福祉行政に関わる専門職の人材育成及び専門性の向上を推進するため、川崎市保健・医療・福祉行政職人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉行政に関わる専門職の人材育成の取組及び推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉行政に関わる専門職の専門性の向上に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員長は、健康福祉局総務部長をもって充て、会務を総括する。

2 委員会の副委員長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

3 委員会の委員は別表に掲げる職の代表をもって構成する。

4 第2項に掲げる構成員のほか、委員長が必要と認める場合は、関係者として出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(報告等)

第5条 委員会は、人材育成基本方針に基づく専門職人材育成を着実に推進し、全庁的な連携を図るため、取組状況及び課題等について、適宜川崎市人材育成推進委員会に報告するとともに、必要に応じ取組の方向性等について確認する。

(検討プロジェクト)

第6条 委員会は、専門分野別の詳細な人材育成の検討を行うため、検討プロジェクトを設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会、検討プロジェクトに関する庶務は、健康福祉局総務部庶務課労務・人材育成担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会、検討プロジェクトに関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

(川崎市保健・医療・福祉行政職人材育成推進会議設置要綱の廃止)

- 2 川崎市保健・医療・福祉行政職人材育成推進会議設置要綱（平成21年4月1日付け21川健庶第398号）は廃止とする。

別表（第3条関係）

1	医師
2	歯科医師
3	獣医師
4	薬剤師
5	保健師
6	助産師
7	栄養士
8	歯科衛生士
9	社会福祉職
10	心理職
11	保育士
12	リハビリテーション専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士のいずれか）